

長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和60年4月1日制定）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1—第7）
- 第2章 特定建設工事共同企業体（第8—第19）
- 第3章 経常建設共同企業体（第20—第29）
- 第4章 雑則（第30・第31）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第69条の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、建設業者が連帯して共同企業体を結成し、建設工事の請負契約に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

（共同企業体への発注の原則）

第3 建設工事の発注は、単体企業への発注を基本とし、技術力の結集等により単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると市長が認める場合に限り、共同企業体に発注できるものとする。

（共同企業体の資格審査等）

第4 共同企業体を結成し競争入札に参加しようとする者は、建設共同企業体参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を構成員全員の連名で市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、共同企業体協定書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、資格審査を行い、適格な共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合において、共同企業体の総合点数の算定方法は、長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（平成元年長野市告示第11号。以下「資格審査要綱」という。）第4の規定を準

用し、次の各号に定めるところにより算定を行うものとする。

(1) 客観的事項の審査 経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（昭和63年建設省告示第1316号。以下「告示」という。）の規定に準じて行うものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点（告示第1の2に掲げる項目に係る附録の算式によって算出した数値に基づき、経営事項審査の事務取扱いについて（昭和63年建設省経建発第128号）別紙審査の結果を総合数値で表す方法1の(3)の算式によって算出した数値）の平均値によるものとする。

ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項の審査 共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、前年度の完成工事の成績を評定して行うものとする。

4 前項の規定により資格審査をしたときは、申請のあった共同企業体の代表者に対しその結果を建設共同企業体資格認定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（入札書）

第5 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

（契約書）

第6 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

（代表者の権能）

第7 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象とする工事）

第8 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める金額以上の工事で、市長がその工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認めるものとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 土木工事 | 3億円 |
| (2) 建築工事 | 5億円 |
| (3) 電気設備工事 | 1億円 |
| (4) 機械設備工事 | 1億円 |

2 前項の規定にかかわらず、円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると市長が認める工事については、特定建設工事共同企業体により施工することが

できる。

- 3 市長は、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認める工事であっても、単体でも施工可能な業者があると認めたときは、特定建設工事共同企業体と単体企業との混合による入札とすることができる。

(特定建設工事共同企業体の形態)

第9 特定建設工事共同企業体は、甲型特定建設工事共同企業体（共同施工方式による特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）又は乙型特定建設工事共同企業体（分担施工方式による特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）に区分する。

- 2 前項の特定建設工事共同企業体の区分の適用については、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）ごとに市長が別に定めるものとする。

(構成員の数)

第10 特定建設工事共同企業体の構成員となる企業の数、は、2とする。ただし、特に大規模な工事で、多数の工事種別にわたる等の理由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な施工の確保に支障を生じないと市長が認める場合限り、5までとすることができる。

(構成員の組合せ)

第11 特定建設工事共同企業体の構成員は、最上位の等級に格付されている者に限るものとする。ただし、十分な施工能力を有し、適正な施工が確保できると市長が認めるときは、第2順位の等級に格付されている者を含むことができる。

(構成員の資格)

第12 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、規則第5条第2項の規定による競争入札参加資格を有すること。
- (2) 発注工事に対応する法第3条第2項の許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工事種別を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たす者であること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第13 甲型特定建設工事共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の1の構成員につき、均等割の10分の6以上とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(代表者)

第14 甲型特定建設工事共同企業体の代表者は、同一の等級の者の間では施工能力の大きな者、異なる等級の者の間では上位の等級の者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

- 2 乙型特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、市長が別に代表者の要件を定めた場合は、この限りでない。

(結成方法)

第15 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

- 2 特定建設工事共同企業体を結成する場合において1の構成員は同一工事につき2以上の企業体を結成することはできないものとする。

(対象工事の公告)

第16 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。ただし、予備指名の方法により特定建設工事共同企業体を結成させることとした場合は、予備指名の通知をもって公告に代えることができる。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び発注工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事の概要
 - (4) 申請書の受付期間及び受付場所
 - (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、構成員の組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
 - (6) 認定資格の有効期間
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の公告は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）第2条第2項の例により行うものとする。

(予備指名)

第17 予備指名の方法により特定建設工事共同企業体を結成させる場合、市長は、対象工事に適した建設業者をグループ別に選考し、長野市請負工事審査委員会（以下「委員会」という。）に諮った上、構成員に指名することが適当であると認める建設業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた建設業者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成することができるものとする。

(指名競争入札)

第18 市長は、第16第1項の規定による公告を行った工事を指名競争入札に付する場合は、第4の規定により有資格業者と認定された特定建設工事共同企業体の中から指名競争入札に参加する者を委員会に諮った上、指名の決定を行うものとする。

- 2 指名競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の数は、対象工事の規模又は内容に応じ、その都度市長が定めるものとする。
- 3 第4の規定により有資格業者と認定された特定建設工事共同企業体の数が1の場合は、予備指名の方法によるものとする。
- 4 市長は、第17第1項の規定による予備指名を行った工事を指名競争入札に付する場合は、第17第2項の規定により結成された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

5 前項の場合において、指名された特定建設工事共同企業体の代表者に対する第4第4項の規定による通知は指名入札通知書をもってこれに代えることができる。

(有効期間)

第19 市が契約した特定建設工事共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、原則として当該工事の完成後12月を経過した日までとする。ただし、有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、全構成員が連帯してその責を負うものとする。

2 特定建設工事共同企業体で契約の相手方とならなかったものの共同企業体としての有効期間は、当該工事の契約が締結されたときまでとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象とする工事)

第20 経常建設共同企業体が施工することのできる工事は、資格審査要綱第7に規定する等級別発注標準によるものとする。

(構成員の数)

第21 経常建設共同企業体の構成員となる企業の数、2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第22 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、同一の等級又は直近の等級に格付されている者による組合せとする。ただし、下位の等級に格付されている者に十分な施工能力があると市長が認めるときは、構成員となる者のうち、上位の等級に格付されている者から直近2等級までに格付されている者の組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第23 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 入札参加資格を申請する工事種別（以下〔申請業種〕という。）について、規則第5条第2項の規定による競争入札参加資格を有すること。
- (2) 市内に本社を有すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和41年法律第154号）第2条各号に該当すること。
- (4) 申請業種に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると市長が認めるときは、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (5) 申請業種について、元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績のない場合で当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると市長が認めるときは、下請としての施工実績を有することをもって足りるものとする。
- (6) 申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有するものがあること。

(出資比率)

第24 経常建設共同企業体の出資比率は、当該共同企業体の1の構成員につき、均等

割の10分の6以上とする。

(代表者)

第25 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の互選とし、その出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。

(結成方法)

第26 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(申請書の受付期間等)

第27 経常建設共同企業体の申請書の受付期間は、市長が別に定める。

2 1の企業が申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

(競争入札参加資格者名簿への登載)

第28 市長は、第4の規定により有資格業者と認定された経常建設共同企業体を、資格審査要綱第4の規定により工事種別ごとに等級格付し、規則第5条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(有効期間)

第29 経常建設共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、当該経常建設共同企業体の資格認定の日の翌日から構成員の競争入札参加資格の有効期間満了の日までとする。

第4章 雑則

(文書の様式)

第30 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第31 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成6年9月1日告示第174号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に特定の建設工事を目的として結成されている共同企業体は、当該共同企業体の存続期間が終了するまでの間、この要綱による特定建設工事共同企業体とみなす。

附 則 (令和6年1月15日告示第30号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第11第1号の改正規定(「第6条第1項」を「第5条第2項」に改める部分に限る。)は、令和7年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告等を行う契約から適用する。

3 当分の間、乙型特定建設工事共同企業体への発注は、新要綱第9第2項の規定に

かかわらず、設計・施工一括発注方式、E C I方式（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による公共工事の発注の方式をいう。）又はプロポーザル方式（その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、最も適した相手方となる候補者を決定する方式をいう。）により発注する工事で、複数の工事種別等を融合した技術提案を求める必要がある場合その他市長が特に認める場合に限るものとする。この場合において、新要綱第10の規定中「5まで」とあるのは、「これに必要な最小限度の範囲で2以上」とする。

- 4 前項の規定により乙型特定建設工事共同企業体に発注する場合において、市長が乙型特定建設工事共同企業体の構成員として甲型特定建設工事共同企業体を認めるときは、当該甲型特定建設工事共同企業体の構成員については、新要綱第15第2項の規定は、適用しない。

附 則（令和8年3月30日告示第142号）

この要綱は、告示の日から施行する。